

通算法人に係る通算特定税額控除規定の適用可否の判定
に関する明細書

通算法人に係る通算特定税額控除規定の適用可否の判定に関する明細書				事業年度	・ ・	法人名			
継続給 雇額 用に 者係 給 与要 等件	各通算法人の継続雇用者給与等支給額の合計額 (別表十八(二)「6の計」)	1	円	所得金額に係る要件	対象年度の基準通算所得等金額 ((別表四「52の①」-「37の①」-「40の①」-「42の①」-「44の①」) - (別表四「38の①」のうち非適格合併分) + (別表四付表「9の①」) + (別表七の二「5」-「11」+「15」)) × $\frac{\text{基準事業年度の月数}}{\text{基準事業年度の月数}}$		9	円	
	各通算法人の継続雇用者比較給与等支給額の合計額 (別表十八(二)「7の計」)	2							
	継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(1)-(2)}{(2)}$ (((1)-(2)) < 0 又は (1) = (2) = 0 の場合は 0)	3			各通算法人の対象年度の基準通算所得等金額の合計額 (別表十八(二)「10の計」) (マイナスの場合は 0)		10		
	((3) ≥ 0.01)、((1) > (2)) 又は ((1) = (2) = 0)	4	該当 ・ 非該当		前事業年度の基準通算所得等金額の合計額 ((前事業年度の月数調整前の(9))の合計)		11		
国内設備投資額に係る要件	各通算法人の国内設備投資額の合計額 (別表十八(二)「8の計」)	5	円	要件	各通算法人の前事業年度の基準通算所得等金額の合計額を合計した金額 (別表十八(二)「11の計」) (マイナスの場合は 0)		12		
	各通算法人の当期償却費総額の合計額 (別表十八(二)「9の計」)	6							
	当期償却費総額基準額 $(6) \times \frac{30 \text{又は} 40}{100}$	7							
	(5) > (7)	8	該当 ・ 非該当		(10) ≤ (12)		13	該当 ・ 非該当	

別表六(ハ) 令七・四・一以後終了事業年度分